東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第３７号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学大学院法学政治学研究科（以下「研究科」という。）の管理運営に関し必要な事項について定める。

（研究科教授会）

第２条　研究科に、研究科教授会を置く。研究科教授会は、研究科の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に法曹養成専攻教授会又は教育会議の所管に属するとされた事項を除く。

２　研究科教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（法曹養成専攻教授会）

第３条　法曹養成専攻に、法曹養成専攻教授会を置く。

２　法曹養成専攻教授会は、法曹養成専攻の教育又は研究に関する重要事項について審議し、東京大学の規則によりその権限に属する事項を行う。ただし、特に法曹養成専攻教育会議の所管に属するとされた事項を除く。

３　法曹養成専攻教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（研究科長の任期）

第４条　研究科長の任期は、３年とする。ただし、その末日が年度の末日でないときは、任期末日の直前の年度の末日までとする。

２　前項のほか、研究科長に関し必要な事項については、別に定める。

（副研究科長）

第５条　研究科に、副研究科長２名を置く。

２　副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

（専攻長）

第６条　総合法政専攻及び法曹養成専攻に、それぞれ専攻長を置く。専攻長は、副研究科長を兼ねることができる。

２　専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

（教育会議）

第７条　研究科に、研究科教育会議を置く。研究科教育会議は、総合法政専攻教育会議及び法曹養成専攻教育会議をもって構成する。各専攻の教育会議は、それぞれの専攻の教育に関する重要事項を審議し議決する。各専攻の教育会議の審議及び議決は、研究科教育会議の審議及び議決とする。

２　教育会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

（専攻及び講座）

第８条　研究科に、次に掲げる専攻及び講座を置く。

総合法政専攻（修士課程・博士後期課程）

（基幹講座）　実定法学、基礎法学、政治学

（協力講座）　学際法学、学際政治学

法曹養成専攻（専門職学位課程）

（基幹講座）　私法系、公法系、法理論系、法実務系

（協力講座）　法と社会科学

（附属施設）

第９条　研究科に、基本組織規則第４４条の規定に基づき、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

法・政治デザインセンター

近代日本法政史料センター

２　前項のほか、研究科に必要に応じ附属施設を置くことができる。

（教育研究の実施）

第１０条　研究科は、総合文化研究科、東洋文化研究所及び社会科学研究所の協力を受けて、教育研究を実施するものとする。

（細則への委任）

第１１条　この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に研究科長である者の任期は、平成３１年３月３１日までとする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年７月１７日から施行する。

沿革

東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第５章　大学院

沿革情報

◆平成１６年０４月０１日　　役員会議決
◇平成１８年０３月１７日
◇平成２１年１１月２５日
◇平成２７年０３月２６日
◇平成２９年０３月３０日
◇令和０７年０３月２７日
◇令和０７年０７月１７日